



## 2 平成28年熊本地震への対応について

---

# 1 平成28年熊本地震への対応

平成28年4月14日、16日に発生した一連の熊本県熊本地方を震源とする熊本地震への対応として、情報を収集し、17日に「平成28年熊本地震災害対策本部」を設置し、被災地における医療機関・保険者等の被災状況を確認しながら、ホームページを通じた広報、業務の遂行及び医療確保への側面支援に最大限の努力をしている。

## 基金熊本支部の状況(建物・職員・審査委員)

### ◆事務所建物・医療事務電算システム

- ・事務所建物の壁には、亀裂、ひび割れがあるが業務遂行には支障なし。
- ・連名簿データ作成機器が破損したが、システムに障害はなく稼働中。
- ・ライフラインは、水道、電気は確保されている。

### ◆職員・審査委員

- ・職員、審査委員の無事は確認。審査委員1名が負傷し手術(左手の腱切断)。
- ・職員は54名中45名が出勤して業務に対応している(22日現在)。
- ・病院勤務の審査委員は、病院に待機状態で帰宅できない状況。

## 2 診療報酬の請求支払への対応

### 業務処理の対応

#### ◆ 4月審査分(3月診療分)の審査事務

・電子レセプトの審査事務は、点検途中分は熊本支部で完了。点検未実施分は、九州・沖縄ブロックの各支部及び本部において、審査事務を実施して20日完了。

#### ◆ 診療報酬等の収納・支払

##### ① 保険者・公費実施機関からの収納状況

4月20日納入期日において、熊本県内31保険者のうち2保険者が未収状況であったが、22日までに納入が完了。

公費実施機関の市町村のうち、宇土市、宇城市は未収。

なお、納入遅延による延滞金は発生しない旨は、関係方面に連絡済み。

##### ② 医療機関等への支払状況

3月提出分(2月診療分)は、21日支払日に熊本県内すべての医療機関等に支払を完了。4月提出分(3月診療分)は、5月20日に支払予定。

#### ◆ 基金本部での照会窓口設置

・熊本県内医療機関、保険者等からの電話照会に対応するため、基金本部に電話対応窓口を設置してホームページで広報。

#### ◆ 厚生労働省からの事務連絡等の対応

・基金本部及び基金支部から関係団体等へ連絡し、ホームページでも広報。

### 審査委員会の対応

#### ◆ 4月審査分(3月診療分)の対応

- ・審査委員会は、4月21日から25日の5日間。
- ・大半の審査委員が、地震による被災者の治療に従事している状況であり、また、審査委員自らの医療施設が被災しているため、現場の医療体制の確保を優先。
- ・医療顧問3名を中心に審査体制を敷いて審査を実施し、25日に終了する。
- ・4月審査分(3月診療分)の審査決定は、4月19日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡により、審査委員の2分の1未満の出席で審査決定することも差し支えないこととする取扱いで対応する。

平成28年4月19日事務連絡 厚生労働省保険局保険課

「平成28年熊本地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている社会保険診療報酬支払基金における特例について」

平成28年5月支払分(平成28年3月診療分)の保険医療機関等に対する診療報酬等の支払については、当該支払に係る診療報酬等の審査が期日までに行えない状況にある場合であって、社会保険診療報酬請求書審査委員会の定足数の確保が極めて困難である場合は、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和23年12月13日厚生省令第56号)第2条第1項の規定にかかわらず、審査委員の2分の1未満の出席で審査決定することも差し支えないこととする。この措置は平成28年熊本地震が発生した平成28年4月14日から適用する。

なお、平成28年6月支払分(平成28年4月診療分)以降の取扱いについては、おって通知する。

### 3 支払基金ホームページを通じた広報

#### ◆平成28年熊本地震に関するお知らせ(第1報)◆

4月18日

- 基金熊本支部は、開所して業務を行っていること
- 診療報酬(2月診療分・3月診療分)の支払予定日
- 保険証を紛失した方の受診
- 後期高齢者支援金等の納付が著しく困難な場合の納付猶予制度
- 4月診療分の診療報酬等の請求
- 熊本県内の医療機関等の皆さまからの照会先(本部)
- 厚生労働省からの事務連絡(PDF) <随時更新>

#### ◆平成28年熊本地震に関するお知らせ(第2報)◆

4月22日

- 被災した被保険者等に係るレセプト情報の提供  
被災した被保険者・被扶養者が、避難先で治療を受ける際に、既往歴や薬歴の確認が必要であるが、かかりつけでない医療機関・薬局が診療等をする場合、当該医療機関・薬局からレセプト情報の提供を求められた場合に、生命・身体保護のための特例措置として支払基金から情報を提供する。